

令和 3 年度浜松市新型コロナウイルス感染症対策 デジタル化補助金返還金の債権放棄について

1. 概要

令和 3 年度浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金返還金について、債務者が生活保護法の規定による保護を受け、資力の回復が困難であり、履行の見込みがないため、令和 7 年 3 月 27 日に債権放棄したことを報告する。

2. 債権放棄の内容等

放 棄 債 権：令和 3 年度浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金
返還金

放 棄 理 由：生活保護法の規定による保護を受け、資力の回復が困難であり、
履行がためないため

債権放棄該当事項：浜松市債権管理条例第 12 条第 1 項第 1 号

放 棄 額：100,000 円（1 件）

放 棄 年 月 日：令和 7 年 3 月 27 日

3. 債権放棄に至る経緯

令和 3 年 12 月 10 日に令和 3 年度浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金補助金を概算払いにより交付したが、実績報告書の提出がなかった。再三の提出督促によっても提出されなかったため、令和 4 年 3 月 18 日に交付決定取消通知及び返還命令書を差置送達した。

電話・訪問による催告など回収に努めてきたが、令和 6 年 2 月 13 日に催告書を発送したところ、本人から連絡があり、現在は生活保護受給中であるため、返還ができない旨の申出があった。

令和 6 年 9 月 6 日、本人との面談にて現在の生活状況を聴取し、健康状態の悪化により就労の復帰が難しく、資力の回復が見込めないことを確認した。

令和 7 年 2 月 14 日開催の債権処理検討庁内委員会に諮ったところ、債権放棄が妥当であるとの結論を得たことから、浜松市債権管理条例の規定に基づき債権を放棄することとした。

【参考】 浜松市債権管理条例（抜粋）

（その他の債権の放棄）

第 12 条 市長は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- （1）債務者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。
- （2）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
- （3）当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- （4）当該債権について、第 8 条ただし書に規定する市長が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- （5）第 8 条に規定する強制執行等又は第 9 条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- （6）第 10 条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- （7）債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合、その相続人が存在しない場合又はその相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- （8）当該債権の存在について法律上の争いがある場合において、市長等が勝訴の見込みがないものと認めたとき。

2 市長は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。